

お送りいただく証明書類について

3回目のご請求対象期間（平成26年6月1日から平成26年11月30日まで）における要介護状態等を確認できる以下の証明書類をお送りくださいますようお願いいたします。お送りいただく証明書類は、以下のフローチャートにてご確認ください。

- 介護保険被保険者証の写し
- 身体障害者手帳の写し
- 精神障害者保健福祉手帳の写し
- 療育手帳の写し
- 上記4種類の証明書類以外で、要介護状態等を確認できる証明書類等の写し

